

第 5 6 回 価格調査評価監視委員会 開催結果報告

このほど第 56 回（平成 29 年度第 3 回）価格調査評価監視委員会が開催されましたので議事概要を報告いたします。本委員会は、経済調査会の調査基準、調査実施状況、調査結果等の妥当性、透明性について外部有識者が評価、監視するものです。

[議事概要]

開催日時	平成 29 年 10 月 24 日（14 時 57 分～17 時 08 分）
開催場所	一般財団法人 経済調査会 会議室
出席委員	木下昌，小林誠治（委員長），小林康昭，榊原渉，塩田克彦，關豊（五十音順）
議 題	1. 前回委員会議事録（案）の承認 2. 事例審議 （1）自主調査：土木工事市場単価 吹付砕工（東京） （2）受託調査：生コンクリート（上信越道・上越市）

[議事要旨]

議 題 ・ 質 問	説 明 ・ 答 弁
1. 前回（第 55 回）委員会議事録（案）の承認 2. 事例審議 （1）自主調査「土木施工単価」秋号から、土木工事市場単価 吹付砕工（東京）について審議。	○ 事前に配布した議事録（案）について確認、承認された。
○ 市場単価として成立していることはどのように確認しているのか。	○ （説明）吹付砕工（東京）の概要を説明した後、調査総括表、調査情報票等にしながら調査プロセス、調査結果等を説明。
○ 法面工事では、市場単価方式の導入以降、積上げ積算は行われていないのか。	○ 平成 8 年より予備調査・試行調査を行い、元請と専門工事業者との間での工事費による取引に市場性があることを確認した上で、平成 10 年度より本施行されている。
	○ 条件が合わず市場単価が使用できないケースは、ほかの積算方法が採用されている。

議 題 ・ 質 問	説 明 ・ 答 弁
<ul style="list-style-type: none"> ○ 勾配の違いは市場単価に影響しないのか。 ○ 施工フローのうち吹付砕工の市場単価に含まれない項目はどのように計上されるのか。 ○ 書面調査票は回収したが、面接調査を行っていない2事業所は、協力を得られなかったのか。 ○ スターラップの補強鉄筋は標準仕様より太径を使用しているケースもあるのか。 ○ 具体的な工事案件を対象とし、取引価格を元請と下請双方から確認し検証する視点も必要ではないか。 ○ 社会保険の加入状況は、調査項目の一つなのか。 ○ 書面調査は毎回おおむね同じ事業所から回答を得ているのか。 ○ 書面調査で回答を得た事業所は、東京の市場をどの程度カバーしているのか。 ○ 各社へ年間施工量を確認することにより、カバー率のおおよその状況は把握できないか。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 急勾配あるいは土質条件が悪く市場単価を使用できないと発注者が判断した場合は、市場単価を使用しないこともある。 ○ 一連の作業ではあるが施工の単位が異なるため、市場単価のなかで別の工種として単価を設けている。 ○ 夏号の調査で面接調査を行っており、今回事前に電話連絡した際に大きな変化はないことを確認したため、改めての面接調査は行わなかった。 ○ 標準仕様よりも、一つ太い径を使用している事業所もある。 ○ 具体的な工事案件での取引価格を正確に捉えることには難しさもある。そのため、書面調査ではできるだけ内訳を明確に記入いただき、さまざまな情報と突き合わせて検証を行っている。 ○ 調査項目として必須ではないが、一連の聞き取りで得た内容を記録している。 ○ 毎回回答を得ている事業所も複数あるが、全て固定という訳ではない。 ○ 調査期間に実績のあった事業所から回答を得ているが、全体量に対し各社がどの位受注しているかまで把握することは難しい面がある。 ○ 今後検討したい。
<p>(2) 受託調査「生コンクリート」(上信越道・上越市)について審議。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ (説明) 東日本高速道路(株)が工事で使用する生コンクリートの特徴と受託業務の概要を説明した後、調査方法、回収データの状況、調査プロセス、調査結果等を説明。

議 題 ・ 質 問	説 明 ・ 答 弁
<p>○ 上信越道工事向けの生コン価格の妥当性については、どのようなことを確認しているのか。</p> <p>○ 聞き取り調査の対象工場の選定理由はなにか。</p> <p>○ そうした選定理由も、資料への記載なり、初めに説明なりしてもらおうと、わかりやすい。</p> <p>○ 上信越道向けの生コンと一般向け（JIS規格品）の生コンとの、価格の違いの確認が調査上の要点なのか。</p> <p>.....</p> <p>次回委員会の確認</p>	<p>○ 発注者による条件として、JIS規格よりも材料試験や計量制御装置検査の頻度が高く、それに伴う書類作成等も必要なことから、生コン協組では上信越道工事向けの価格を、一般向けの生コン価格とは別に設けている。これは実際の取引でも浸透しており、妥当と捉えている</p> <p>○ 情報を収集する上で、各工場の成り立ち・業態の違いや使用するセメントの違いなどが多様な構成となるよう考慮している。</p> <p>○ 今後留意したい。</p> <p>○ 実際に上信越道向けに供給された生コンの、m3当たりの取引価格の確認を調査上の要点としている。そのなかで、一般向けの生コン価格との比較検証も行う。</p> <p>.....</p> <p>4月20日頃を予定</p>

(文責 価格調査評価監視委員会事務局)

価格調査評価監視委員会規約

(目的)

第1条 一般財団法人経済調査会が実施する資材価格及び工事費(以下「資材価格等」という。)の調査について、その妥当性・透明性を高め、調査の信頼性を向上させることを目的として、第三者による価格調査評価監視委員会(以下「委員会」という。)を設置するものとする。

(委員会の事務)

第2条 委員会は、理事長の委嘱に基づき、次の事務を行う。

- 一 次の事項について、審議すること。
 - イ 資材価格等の調査基準
 - ロ 調査基準に基づく調査実施状況
 - ハ 資材価格等の調査結果
- 二 前号において、審議の対象とする資材価格等は、定期刊行物掲載価格に係る調査及び受託調査のうちから委員会が選定する。
- 三 その他資材価格等の調査に関して必要と認められる事項について審議すること。

(委員会の委員及び任期)

第3条 委員は、公正中立の立場で審議を適切に行うことのできる学識経験等を有する者のうちから、理事長が委嘱する。

- 2 委員会は、委員8人以内で組織する。
- 3 委員の任期は、2年とする。ただし再任を妨げない。また委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 4 委員は、非常勤とする。

(委員長)

第4条 委員会に委員長を置き、委員の互選により選任する。

- 2 委員長は、委員会を代表する。
- 3 委員長に事故あるときは、あらかじめ委員長が指名する委員がその職務を代理する。

(委員会の開催)

第5条 委員会は、委員長が招集し、原則として年に3回開催する。

(審議結果の報告)

第6条 委員会は、第2条により審議の対象となった事項に関し、改善すべき事項があると認めたときは、理事長に対し報告する。

- 2 前項の報告及びそれにもとづく改善措置は、その内容を公表する。
- 3 委員会の審議結果は、委員会開催後、国土交通省に報告するものとする。

(委員会の意見等の聴取)

第7条 委員会は、第2条の事務を行うにあたり、必要に応じて委員以外の者から意見等を聴取することができる。

(秘密を守る義務)

第8条 委員は、第2条の事務を処理する上で知り得た秘密を他に漏らしてはならない。その職を退いた後も、また同様とする。

(事務局)

第9条 委員会の事務局は、一般財団法人経済調査会価格調査評価監視委員会事務局に置く。

附則

この規約は、平成15年10月29日から施行する。
この規約は、平成24年7月27日から改定施行する。
この規約は、平成28年4月20日から改定施行する。
この規約は、平成29年4月21日から改定施行する。

価格調査評価監視委員会委員名簿(五十音順)

木下 昌	公認会計士 木下昌事務所 公認会計士・税理士
小林 誠治	一般財団法人 公会計研究協会 参与
小林 康昭	足利工業大学 客員研究員 工学博士
榑原 涉	株式会社 野村総合研究所 コンサルティング事業本部 グローバルインフラコンサルティング部長/上席コンサルタント
塩田 克彦	株式会社 NTTファシリティーズ エンジニアリング&コンストラクション事業本部 コンストラクションマネジメント部部长 (公社)日本建築積算協会監事
關 豊	ジェイアール東日本コンサルタンツ株式会社 工学博士